

農政の動き 2017年9月11日～9月14日

◎RCEP閣僚会合 年末までの合意目指す

日本や中国、東南アジア諸国連合（ASEAN）などの計16カ国が交渉中の東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の閣僚会合が10日、フィリピンの首都マニラで開かれ、交渉分野ごとに重点的な協議項目を特定し、論点を整理した。終了後の声明には、今年末までに「重要な成果を達成すべく、最大限努力することで合意した」として進展を目指す方針を盛り込んだ。（マニラ11日共同）

◎林業の成長産業化へ重要事項を決定

政府の規制改革推進会議は会合を開き、当面の重要事項を決めた。年内をめどに解決の道筋を示すべき事項には「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革」を明記。特に意欲のある持続可能な林業経営者に森林を集積・集約化する仕組みづくりを課題とした。今後1年で改革を進めるべき重要事項では「農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底」を盛り込み、①資源の管理と有効活用による成長産業化②卸売市場など流通構造の点検③協同組合などの機能点検・改革進ちよくのフォローアップ——などを進める方針を示した。（11日）

◎米国への日本産柿（生果実）輸出が解禁へ

農林水産省は、米国への日本産柿（生果実）の輸出が解禁されると発表した。米国は日本で発生する病害虫の侵入警戒を理由に輸入を禁止してきたが、両政府間の検疫協議の結果、10月12日以降は植物検疫の条件を満たせば、輸出が可能となる。検疫条件は①植物防疫所の登録生産園地で、登録生産者が生産②植物防疫所の登録施設で、登録選果指導員の下で選果・こん包が行われる——など。（12日）

◎ジビエ利用拡大へ「ワンストップ相談窓口」

農林水産省は、ジビエ（野生鳥獣肉）の利用拡大に向けて「ワンストップ相談窓口」を開設した。ジビエ利用の民間有識者らでつくる専門家チームも立ち上げて、ジビエ利用に関わる事業者や地方自治体などからの相談に対応し、地域の前向きな取り組みをサポートするのがねらい。相談は、専用電話（電話03・3502・6571、平日午前9時30分～午後6時15分）またはメールアドレス（gibier-soudan@maff.go.jp）などで受け付ける。（12日）

◎EUが輸入規制緩和の再検討決議を採択

欧州連合（EU）欧州議会（定数751）は13日の本会議で、東京電力福島第1原発事故後に福島県などの農水産品に課している輸入規制をEUが緩和しようとしていることを巡り、再検討を求める決議を採択した。法的拘束力はないが、EU欧州委員会が近く始める最終調整で、決議内容の検討などのために時間をかければ、規制緩和の実施決定が遅れる可能性がある。（ブリュッセル13日共同）

◎加工・業務用野菜の情報交換セミナー

流通・加工業者や生産者などで行う野菜流通カット協議会は、需要が増える加工・業務用野菜への対応強化に向けた情報交換セミナーを開いた。話題提供では「ジェイエイフーズみやざき」（宮崎県西都市）が、自社農場に加え、加工場の半径20*_{km}圏内の野菜農家と連携して進める冷凍ハウレンソウなどの産地化の取り組みを報告。内野宮由康代表取締役専務は、特に契約農家の圃場ごとに品質に応じた単価設定を行うことで生産・出荷意欲の向上につながっていることなどを紹介した。（14日）